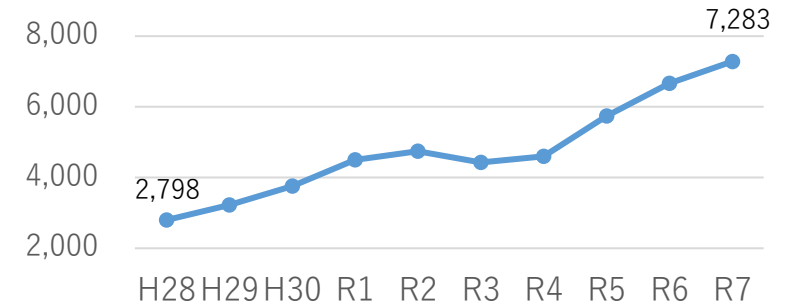


背景

- 県内の外国人労働者は増加傾向にあり、また県内企業における外国人材のニーズは今後さらに拡大していくことが見込まれる。
- 外国人材確保には、関係機関との連携強化が重要であるとともに、県内定着に向けては、生活環境での課題も多いため、県内企業が取り組む生活環境の整備等を支援し、山形県が外国人労働者に選ばれる地域になることが必要である。

資料11

本県の外国人労働者数の推移



山形労働局「外国人雇用状況」(各年10月末現在)

取組み

外国人材の受入促進

◆高度外国人材の活用促進セミナー

- ・ 県内企業を対象にインドやウズベキスタンからの高度外国人材の獲得に向けたセミナーの開催（6月）

◆外国人労働者受入優良企業等認定制度【新規】

- ・ 企業において外国人労働者が安心して働き、地域に定着できる環境づくりを促進するため、本県独自の「外国人労働者受入優良企業等認定制度」を創設予定

県内定着支援

◆外国人労働者受入環境整備支援事業費補助金【拡充】

- ・ 対象者 … 外国人労働者（技能実習・特定技能等）を雇用している県内企業
※令和8年度から特定技能等の外国人労働者を雇用する企業も対象に追加
- ・ 対象事業 … ①孤立防止などのメンタルヘルスケア
②住居への冷暖房設備設置などの環境整備
③日本語習得への支援（新規）
④技術検定等の受検への支援（新規）
- ・ 補助金額 … ①～③：上限30万円（補助率1/2）
④：上限5万円（補助率1/2）

いつでも相談OK!



外国人材の採用・雇用にお悩みの事業者の皆様へ

相談
無料

山形県外国人総合相談 ワンストップセンター

ワンストップセンター内には、外国人材の採用・雇用に関する
相談窓口を設置しています。両窓口が連携して皆様のご相談に対応します。



外国人材採用支援デスク

事業者の皆様のニーズに合わせて外国人材採用の検討から、受け入れ・定着に
至るまで専任コーディネーターが伴走型で支援します。

相談日時

火曜日～金曜日
10:00～17:00

電話

023-665-0064

相談方法

来所、電話、オンライン面談、
メール、事業者訪問

E-mail

desk-y@toyowork.co.jp

相談
例

- ☒ 外国人材の採用の進め方が分からない
- ☒ 募集しても人員が集まらない
- ☒ 受入体制づくりのアドバイスがほしい
- ☒ トラブル対応について教えてほしい

支援の例

採用準備



受入準備サポート、
求人票の作成

求人募集



外国の送出機関への
求人票の提供

選考



筆記、面接
試験フォロー

採用決定



内定辞退
防止フォロー

在留資格手続



入管申請書類の
確認

就労準備



外国人材向け
事前説明

企業向け外国人雇用相談窓口

外国人を雇用している事業者の皆様へのサポートとして外国人雇用についての制度や
社員の日本語学習、補助金の案内に関することなど、様々な相談を受け付けております。

相談日時

火曜日～金曜日
10:00～17:00

電話

023-645-7600

相談方法

来所、電話、メール、FAX

E-mail

kigyosodan@airyamagata.org

FAX

023-646-8860

山形県は事業者の皆様と求職者のマッチングを支援します！

事業様の皆様と求職者とのマッチング支援として、外国人材採用支援デスクを通じて
職業紹介が成立した場合にかかる費用を県で負担します。(初回のみ)
外国人材の採用をご検討の事業者様、支援デスクにぜひご相談ください。

ご相談の予約は
こちらから



山形県城南町1-1-1 霞城セントラル2階
国際交流センター内 (運営:東洋ワーク株式会社)



山形県日本語教室開催支援事業費補助金 令和8年度 募集案内



◆日本語教室を開催しませんか？開催費用を助成します◆

【交付申請期限】教室開催（又は受講）の最初の日の30日前まで

募集対象団体等

企業その他の事業者、監理団体、登録支援機関、市町村、市町村国際交流協会

補助金の額

26万円を上限に補助金を交付します。
（補助率1/2、千円未満切捨て）

補助対象事業

- ①日本語教室を開催する事業
県内で就労している外国人又はその家族を対象として日本語教室を開催する事業
- ②日本語教室を受講させる事業
（企業等・監理団体・登録支援機関のみ）
日本語教育団体等が開催する日本語教室に外国人従業員又はその家族を通わせる事業

補助対象経費

※課税事業者の場合、消費税は補助対象外となります。

- ①日本語教室を開催する事業
・講師の謝金や講師の旅費 ・教材購入費
・教材印刷費（印刷業者に外注する場合に限る）
・会場借上料 ・日本語教育団体等への委託料
- ②日本語教室を受講させる事業
（企業等・監理団体・登録支援機関のみ）
・受講者の旅費（通勤手当対象外の区間に限る）
・受講料（教材費を含む）

補助金の手続きの留意点

交付申請

教室開催（又は受講）の最初の日の30日前まで

事業実施

県の交付決定日以降、事業を実施（教室を開催）します。

- ◆補助金の概算払を受けることができる場合があります。
- ◆補助対象経費とするためには、交付決定日以降に契約し、令和9年3月5日までに事業を完了する必要があります。
- ◆事業費の支出が確認できる証拠書類（帳簿や領収書等）、事業実施状況を撮影した写真を整理・保管してください。

実績報告

事業完了後30日以内又は令和9年3月5日（金）のいずれか早い日までに事業実績報告書を提出してください。



日本語教室を開催したいけど・・・

何から始めればいいのか、講師は誰に頼めばいいのか、相談したい場合は、
「山形県日本語教育総括コーディネーター」を派遣します！！

※希望する場合は、お気軽に以下の【お問合せ先】にご連絡ください

応募の詳細については、山形県ホームページから**補助金交付要綱**をご確認ください。

山形県ホームページ

【お問合せ先】

山形県みらい企画創造部多文化共生・国際交流推進課

〒990-8570 山形市松波2-8-1

電話：023-630-2825



山形県多文化共生社会推進事業費補助金

令和8年度 募集案内



◆県では、「日本人も外国人も安心して暮らせる環境整備」や「地域における日本人と外国人の相互理解・交流の促進」に取り組む事業者、市町村、外国人住民支援団体に対し補助金を交付します。

補助対象者

企業その他の事業者、監理団体、登録支援機関、市町村、外国人住民支援団体

補助金の額

上限 **25** 万円
(補助率 1 / 2、千円未満切捨て)

対象となる取組み

- ①「日本人も外国人も安心して暮らせる環境整備」の取組み
 - ・外国人住民を対象とした生活オリエンテーションの実施
 - ・生活に密着した情報の多言語化・「やさしい日本語」対応
 - ・外国人住民の防災対策 等
- ②「地域における日本人と外国人の相互理解・交流の促進」の取組み
 - ・日本人と外国人との交流会開催
 - ・外国人との円滑なコミュニケーションに向けた日本人向けの「やさしい日本語」の普及啓発 等

対象となるか迷う場合は、お気軽にご相談ください！

応募の詳細については、山形県ホームページから補助金交付要綱をご確認ください。



県ホームページトップページ
> 教育・文化 > 国際関係
> 多文化共生

<https://www.pref.yamagata.jp/bunkyo/kokusai/tabunka/index.html>

補助金の手続きの留意点

交 付 申 請

事 業 実 施

実 績 報 告

1 次募集

令和 **8** 年 **5** 月 **29** 日(金)

- ◆申請期限後も予算残額がある場合は、2次募集または募集期間の延長等を実施する場合があります。

県の交付決定後の事業経費が補助対象となります。

- ◆補助金の概算払を受けることができます場合があります。
◆事業費の支出が確認できる証拠書類（帳簿や領収書等）、事業実施状況を撮影した写真を整理・保管してください。

事業完了後30日以内又は令和9年3月10日のいずれか早い日までに事業実績報告書を提出してください。



【申請書提出先及び照会先】

〒990-8570 山形市松波2-8-1

山形県みらい企画創造部多文化共生・国際交流推進課 国際企画担当

電話：023-630-2129

◎ 対象となる取組み（例）

①「日本人も外国人も安心して暮らせる環境整備」の取組み

取組内容	対象経費
在住外国人向けゴミ出しルールのポスター作成	翻訳料、印刷製本費
在住外国人向け生活情報誌コンテンツの制作発行	翻訳料、印刷製本費、発送費
行政窓口の多言語対応、申請様式の多言語化	翻訳料、印刷製本費、消耗品
在住外国人の防災対策、訓練	講師謝金、会場使用料
在住外国人のための防災ハンドブック作成	翻訳料、印刷製本費

②「地域における日本人と外国人の相互理解・交流の促進」の取組み

取組内容	対象経費
「やさしい日本語」講座の開催	講師謝金、教材費
「やさしい日本語」啓発チラシ作成	印刷製本費
異文化理解のためのイベント・交流会開催（アート展や講演会等）	チラシ作成・郵送代、会場使用料
外国人住民と地域住民との県内バスツアー	バス借上料
外国人従業員の地域イベントへの参加（お祭りやボランティア活動等）	参加に必要な物品購入、レンタル費

◎ 補助金の活用事例

①在住外国人支援サポーター養成講座の開催

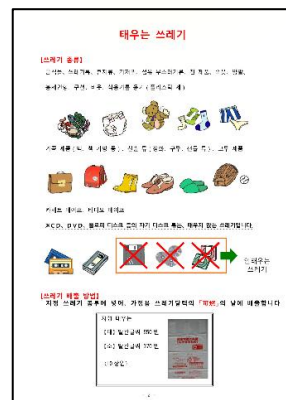
- 日本語学習や外国人との交流に携わる人材の確保と育成を目的に日本人住民向けに「やさしい日本語」の使い手を目指す講座を開催（全 10 回）

③ごみの分け方・出し方のポスター作成・翻訳

- 「ごみの分け方・出し方」の日本語原稿（6,000 文字程度）を「英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、ベトナム語、やさしい日本語」に翻訳

②行政窓口への翻訳機配置

- 子どもを含む世帯で転入する外国人も多く、教育、保健などの手続き窓口において、外国人住民へ正確な情報提供を行いたい、言語の壁により難しい状況となっているため、翻訳機を導入



◎ 対象外の取組み

- 個人に対する直接の給付
（各種事業の参加者への旅費、宿泊費、体験費、交流費、飲食費）
- 資格取得に要する経費
- 登録支援機関への委託費（当該経費は事業者の義務的経費であるため）
- 行政機関からの他の補助金等を活用している経費